

平成18年10月31日まで 延長決定！

# 【フラット35】S

【フラット35】S（優良住宅取得支援制度）は、【フラット35】をお申込みされるお客様が、一定の要件を満たす住宅を取得される場合に、融資金利を優遇する制度です。お申込期間は、平成18年9月29日(金)までとしていたところですが、ご好評につき、平成18年10月31日(火)まで延長することとしました。是非、ご利用ください。

当初5年間の融資金利を  
0.3%優遇します。

## [金利優遇を受けるための条件]

- 1 平成18年10月31日までに取扱金融機関にお申込みください。
- 2 次のいずれかの基準を満たしている住宅であることを証明する「適合証明書」をお申込み先の金融機関へご提出ください。

省エネルギー性能：省エネルギー対策等級4の住宅

耐震性能：耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上の住宅

バリアフリー性能：高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

（等級は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同基準です。

中古住宅は、省エネルギー性能の基準の対象にはなりません。）

- 1 平成18年5月31日以前にすでにフラット35をお申込みの方で、【フラット35】Sの適用をご希望の場合は、お申込み先の金融機関へお問い合わせください。
- 2 本制度を取扱う金融機関については、フラット35専用サイトにてご確認ください。
- 3 【フラット35】Sをご利用いただくためには、検査機関に所定の物件検査を申請し【フラット35】Sの対象として適合証明書の交付を受けることが必要となります。詳しくは検査機関又は下記にお問い合わせください。

フラット35専用サイト

[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

商品概要や手続きの他、取扱金融機関や融資金利など最新情報をご覧ください。

住宅金融公庫北海道支店

011-261-8306

営業時間 平日 9:00～17:00

mi180922



平成19年4月、「住宅金融支援機構」に生まれ変わります。